

# クマ対策費用の計上について

・工事および工事関連業務委託について、クマ対策にかかる経費の計算方法は、以下のとおりとする。

	業務種別	計上費目		積算方法	
工 事	土木工事（港湾、空港含む）	共通仮設費	安全費	積上げ	
	営繕工事	共通仮設費			
業務委託	測量業務	直接経費	安全費	積上げ	
	地質調査	間接調査費	安全費	積上げ	
	土木設計業務（現地踏査など）	直接経費	特許使用料等	積上げ	
	調査計画	洪水痕跡調査	測量業務に準ずる		積上げ
		水辺環境調査	測量業務に準ずる		
		道路施設点検	土木設計業務に準ずる		
		道路環境点検	測量業務に準ずる		
交通量推計		土木設計業務に準ずる			
営繕工事設計業務（監理含む）	測量業務に準ずる		積上げ		

・当初設計では計上せず、受注者からの協議により、対策の妥当性を確認の上、変更設計の対象とすること。

・既契約の現在履行中の工事・工事関連業務委託であっても、クマ対策が行われ、その妥当性が確認できる場合は、変更設計の対象とする。

・協議の際は、取引価格が分かる資料を添付させることとする。

・対策費用が少額な場合、一般管理費の端数整理される場合がある。

想定される対策事例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊よけグッズ（熊鈴、熊撃退スプレー、笛やホイッスル等）</li> <li>・センサー付き感知器</li> <li>・音を発する器具（火薬銃や花火を含む）</li> <li>・忌避剤（熊よけ線香、狼尿、獣よけシート）</li> <li>・その他、当該工事・業務委託に対する妥当性が認められるもの</li> </ul>
変更設計対象外が想定されるもの（施設の維持管理で行うべきもの）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気柵設置、緩衝帯設、箱罟設置、注意看板設置</li> <li>・講演会、講習会等の費用</li> <li>・その他、当該工事・業務委託に対する妥当性が認められないもの</li> </ul>